

佐渡市公告第 34 号

公募型プロポーザル方式による佐渡市地域限定特例通訳案内士養成講座業務委託の実施について（公告）

公募型プロポーザル方式による佐渡市地域限定特例通訳案内士養成講座業務委託を実施するので、次のとおり公告します。

平成 28 年 8 月 19 日

佐渡市長 三 浦 基 裕

1 実施方法

当市では、佐渡金銀山の世界文化遺産登録を見据え、外国人旅行者の増加が見込まれており、本市の観光魅力をよりの確に伝えることのできる地域限定の通訳案内士を養成・確保するため、「佐渡市地域限定特例通訳案内士養成特区」において、報酬を得て通訳案内を行うことができる地域限定特例通訳案内士を養成し、登録するために必要となる研修、研修修了試験等を実施します。

ついては、受講者募集や養成に係る研修カリキュラムなどについて、業務の一部を業務委託することを予定しています。このため、委託業者の選定にあたり、専門知識の高さや経験並びに調査業務にのぞむ実施体制等の要件を提案していただき、一定の基準で評価する「公募型プロポーザル」を実施します。

2 概要（詳細は仕様書参照）

（1）名称

佐渡市地域限定特例通訳案内士養成講座業務

（2）事業主体

新潟県佐渡市

（3）選定方式

企画提案書の公募によるプロポーザル方式

（4）履行期間

契約日から平成 29 年 3 月 31 日まで

（5）委託料上限額

5,200,000 円（消費税込み）

（6）事務局

佐渡市役所観光振興課 3 資産プロモーション室国際観光係

〒952-1292 新潟県佐渡市千種 232 番地

TEL 0259-63-5116 FAX 0259-63-5126

E-mail s-kanko@city.sado.niigata.jp

佐渡市ホームページ <http://www.city.sado.niigata.jp/>

3 参加申込者の資格要件等

本プロポーザルに参加を申し込む者は、参加申込日において次の各号すべてに該当すること。

- (1) (地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。
- (4) 公告の日以降に、「佐渡市建設工事請負業者指名停止措置要領(平成16年3月1日)」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (5) 本州市税の滞納がない者であること。

- (6) 新潟県内に営業所を有すること。

4 プロポーザル参加表明

本プロポーザルの参加表明は「参加意向申出書」(様式1)により行うこと。

- (1) 受付期間 平成28年8月22日(月)～平成28年8月26日(金)
- (2) 提出方法 事務局あてに、持参または郵送
(郵送の場合は期限までに到着するように発送してください。)
- (3) 確認 事務局で参加資格を確認後、その結果を参加資格確認通知書(様式2)により通知します。

※事務局の確認を受けない限り、本プロポーザルには参加できません。

なお、必要書類を提出したにもかかわらず、8月30日(火)までに参加資格確認通知書(様式2)が届かない場合は、9月1日(木)までに、事務局までご連絡下さい。

5 質疑等

本要項等の内容について疑義のある場合は、次により「質問書」(様式2)の提出をお願いします。

なお、質問事項の無い場合は、質問書の提出は不要です。

- (1) 受付期間 平成28年8月22日(月)～平成28年8月26日(金)
- (2) 提出方法 事務局あてに、FAXまたはE-mail
- (3) 回答日 平成28年8月29日(月)
- (4) 回答方法 全質問に対する回答を一括して、FAXまたはE-mailで通知します。
- (5) その他 質疑事項の内容により回答できない場合があります。

6 提出書類

- (1) 企画提案書(様式4) 1部

(2) 企画提案者に関する調書（様式5）	6部
(3) 業務実施体制調書（様式6）	6部
(4) 資格状況及び専門家に関する調書（様式7）	6部
(5) 誓約書（様式8）	1部
(6) 企画提案書類（任意様式）	6部
(7) 見積書（任意様式）	1部

7 提案書の提出

- (1) 受付期間 平成28年8月30日（火）～平成28年9月2日（金）
- (2) 提出方法 事務局あてに、持参又は郵送
（郵送の場合は期限までに到着するように発送してください。）

8 審査

- (1) 日時・会場 企画提案者に別途通知します。
- (2) 出席者 企画提案書の責任者を含む2名以下とします。

9 選定基準

選定委員会において、参加者からの企画提案内容等を審査し、委託事業者を選定します。

(1) 選定方法

- ① 企画提案書を提出した事業者は、提案内容についてプレゼンテーションを実施してください。なお、パソコン・プロジェクター等の機材は使用できません。
- ② 事業者の実施するプレゼンテーションに対し、委員会がヒアリングを行います。
- ③ 提出された企画提案書及びヒアリング内容を、(2)で示す審査基準により審査し、本業務に最も適していると認められる企画提案者を選定します。

(2) 審査基準

- ① 実施体制
 - ・ 業務の実施体制
 - ・ 総括責任者の資格・実績
 - ・ 類似業務の実績
 - ・ 技術者の確保
- ② 企画提案書の内容
 - ・ 企画提案書の表現力
 - ・ 計画策定作業の進め方と着眼点
 - ・ 地域特性の理解と反映
 - ・ 工程計画及び実現性
- ③ ヒアリング
 - ・ プレゼンテーション能力
 - ・ コミュニケーション能力
 - ・ 業務への意欲・熱意

④その他

- ・企業・大学・研究機関との関係
- ・見積金額

10 特定・非特定の通知

提出した企画提案書の特定及び非特定の結果については、企画提案者全員に審査結果通知書（様式8）により通知します。

11 契約

選定されたプロポーザルを提出した応募者とは、後日、本要項および特定されたプロポーザル等に基づき、業務委託契約を締結します。

12 プロポーザルの取扱い

- (1) 提出されたプロポーザルは、プロポーザルの選定以外に提出者に無断で使用しないものとします。
- (2) 提出されたプロポーザルは、公正性、透明性を期すために、関連規定等に基づき公開することがあります。
- (3) 提出されたプロポーザルについては、企画提案者選定後、今後の業務の参考に資するためプロポーザル提出者のうち希望者に対し、所定の期間、提出された全プロポーザルについて閲覧に供します。
- (4) 提出された書類は、プロポーザルの選定を行うために必要な範囲または公開等の際に複製を作成することがあります。
- (5) プロポーザルの提出後、佐渡市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。
- (6) プロポーザルに虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、指名を見合わせるがあります。
- (7) 提出された書類は返却しません。

13 経費の負担

企画提案書の作成および提出等に係る経費は、参加申込者の負担とします。

14 失格

次の各号のいずれかに該当した場合は、失格となる場合があります。

- (1) 企画提案書の受付期間、提出方法に適合しないもの
- (2) 企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (3) 企画提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (4) 虚偽の内容が記載されているもの

15 その他

- (1) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円とします。

- (2) プロポーザルに記載した配置予定の担当者は、病気、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することはできません。
- (3) プロポーザルは最適な企画提案者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては必ずしも企画提案内容に沿って実施するものではありません。
- (4) プロポーザルの提出は、1者につき1案のみとします。
- (5) 参加意向申出書の提出後契約締結までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。また、受託候補者として選出されている場合は次順位の者と手続を行います。